



計画の推進

この章では、計画推進のために、全分野において共通して必要な考えを示します。

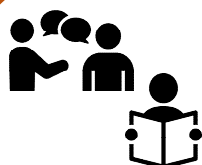
(1) 市民や各種団体の参画・連携強化と協働の推進

市民や各種団体が社会的な役割を担い、共に行動するためには、市民と行政との間での情報共有を積極的に行いながら、地域の課題を共有し、対話によってまちづくりを行うことが重要です。



官民の連携

市民の思いで輝くまちづくりを推進するため、市民や市民活動団体、事業者等と行政が同じ目標に向かって対等な立場で連携し、市の総力で持続可能なまちをつくります。



協働促進のための
双方向の情報共有

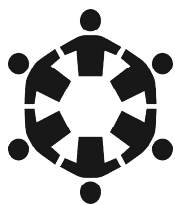
市民一人一人が自分の住むまちの課題を「自分事」として捉え、社会的な「問題意識」を共有するため、広報紙、ホームページ、SNSをはじめ、さまざまなメディアを活用して市政に関する情報を積極的に発信します。

多くの市民意見を市政にとり入れるため、アンケート調査、パブリックコメント※、住民懇談会等の幅広い市民の意見を聴く機会を充実させます。



男女共同参画社会
の実現

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現が必要です。すべての市民が自分らしく、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進します。



広域連携の推進

五所川原圏域2市4町（五所川原市、つがる市、鰯ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）と連携し、相互補完や適切な役割分担により、多様化・複雑化する課題に対し、広域的に対応します。

(2) 行財政改革の推進

人口減少と厳しい財政状況が見込まれる中、本市が将来にわたって持続可能なまちであるには、人材育成やデジタル技術の活用などによる市民サービスの向上を図るとともに、公共施設マネジメント※や歳入の確保、経費の削減など、将来を見据えた健全な行政経営を行う必要があります。



人材の確保・育成

本市の中長期的な課題や地域のあり方などを踏まえ、求められる職員像や組織の目指すべき姿を明らかにし、人材の確保・育成や意識改革を進めることで、公務能率を向上させ、市民サービスの向上を図ります。



DX の推進

多様化・複雑化していく市民ニーズや社会的課題に対応するため、ICT を始めとしたデジタル技術を積極的に活用し、業務の効率性や市民生活の利便性の向上を図ります。



持続可能な財政運営

単年度の財政収支であるフロー指標※だけでなく、中期的視点による基金残高や債務残高などのストック指標※にも留意した財政運営を行います。限られた財源の中で、選択と集中により事務事業を戦略的に見直し、持続可能な財政運営に努めます。



公共施設の適正化

高度経済成長期に数多く建設された公共施設の老朽化に伴う更新時期の到来や利用需要の変化等に対応するため、施設のマネジメントにより複合化や統廃合を含めた機能、配置の適正化を図ります。

(3) SDGs の理念を踏まえた各種施策の展開

グローバル化が進展する中で、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決することをめざす SDGs（持続可能な開発目標）への取組が国際社会全体で進められています。

SDGs は、17 のゴールに示されるようにさまざまな分野にわたっており、ハード・ソフト、日本人・外国人といった区別に関係なく、互いの違いを認め合い、対等な関係を築きながらあらゆる分野で「誰一人取り残さない」という考え方のもと、持続可能な社会の実現に向けた取組が求められます。

市では、SDGs 達成に向け、市民や団体、事業者などの多様な主体と連携を図りながら、総合計画と一体的に推進します。



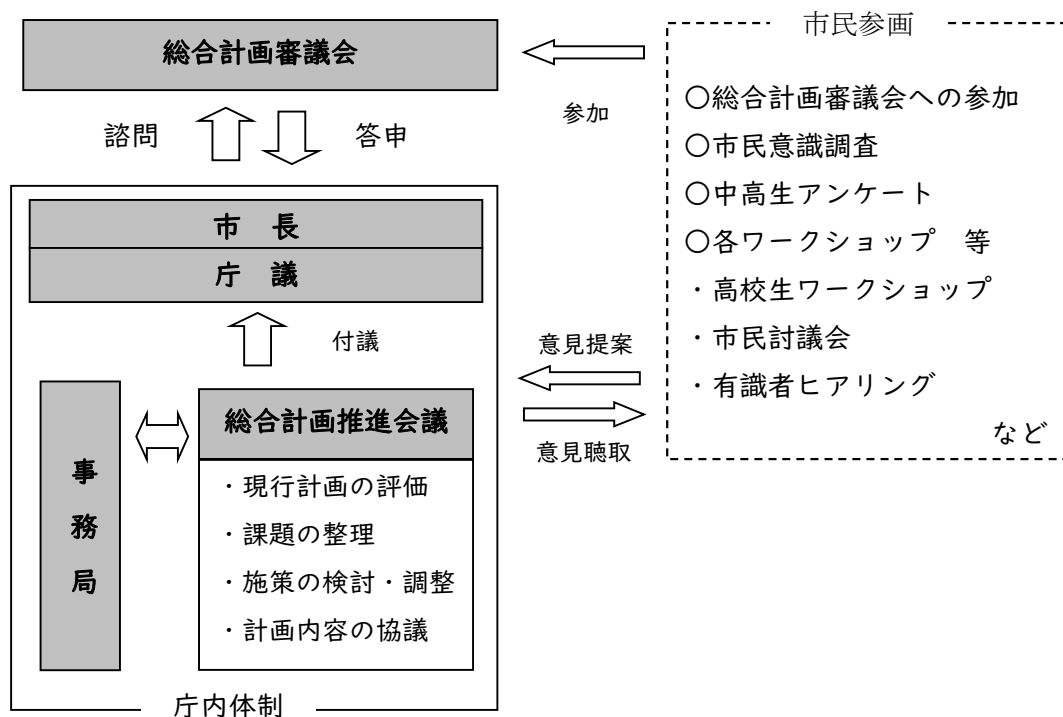


資料編

■体制図

本計画は、次の過程を経て、調製されており、市民をはじめ、地域の関係機関等の意向を十分把握し、反映させる計画づくりを目指して次の体制で行いました。

No.	会議体名	内容
1	総合計画審議会	市長からの諮問により計画について審議し、計画案を答申する。 審議会は、専門的な知識を有する有識者と地域の関係団体から構成され、各々の有する専門的な知識等の観点から計画を審議する。
2	庁議	総合計画推進会議で検討した内容を精査し、五所川原市総合計画審議会に提出する資料素案の決定を行う。
3	総合計画推進会議	部長等で構成し、現行計画の取組状況の評価や主要施策の検討等を行う。 基本目標ごとに部会を設置する。
4	事務局	基礎調査の実施や各種資料の作成、各種会議等の運営、その他計画策定にかかる庶務全般を行う。 財政部ふるさと未来戦略課が担当する。



■五所川原市総合計画審議会委員

区分	団体名・役職名	氏名
公共的団体等の役員 及びその他の職員	五所川原商工会議所会頭	山 崎 淳 一
	ごしょつがる農業協同組合代表理事組合長	山 本 康 樹
	つがるにしきた農業協同組合代表理事常務	山 中 満 春
	十三漁業協同組合代表理事組合長	梶 浦 武 也
	五所川原市社会福祉協議会会長	乗 田 孝 一
	五所川原市観光協会会長	木 村 重 介
	五所川原市スポーツ協会会長	飛 嶋 克 好
	五所川原青年会議所理事長	石 田 潤
学識経験を有する者	東北職業能力開発大学校青森校校長	森 田 順 司
	五所川原市小中学校長会会長	原 田 憲 寿
	青森県高等学校長協会西北地区会会長	大 瀬 幸 治
	青森銀行五所川原支店支店長	伊 藤 嘉 將
	東奥日報五所川原支局支局長	藤 本 耕一郎
	特定非営利活動法人 子どもネットワーク・すてっぷ代表理事	奈 良 陽 子
	金木地域審議会委員	鳴 海 隆 弘
	市浦地域審議会会長	成 田 武 司
	五所川原市町内会連合会会長	須 藤 一 正
	五所川原市連合婦人会会長	外 崎 れい子

■五所川原市基本構想の策定に関する条例

平成 25 年 12 月 20 日 五所川原市条例第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、五所川原市基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本構想の策定)

第 2 条 市は、将来における市のあるべき姿と進むべき方向について、まちづくりの最も基本的な指針となる基本構想を定めるものとする。

(基本構想の変更)

第 3 条 市は、社会経済情勢の変化に伴い、基本構想の内容を見直す必要が生じたときは、当該事項を変更することができる。

(市民等の意見の反映)

第 4 条 市は、基本構想を策定し、又は変更するときは、市民等の意見を積極的に反映するよう努めるものとする。

(議会の議決)

第 5 条 基本構想の策定又は変更に関しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決事件とする。ただし、基本構想の趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合は、この限りでない。

(公表)

第 6 条 市は、基本構想を新たに策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■五所川原市総合計画審議会条例

平成 17 年 6 月 24 日 五所川原市条例第 202 号

(設置)

第 1 条 市の総合計画の策定及び実施について、市長の諮問に応じて、必要な調査及び審議を行うため、五所川原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 五所川原市議会の議員
- (2) 五所川原市教育委員会の委員
- (3) 五所川原市農業委員会の委員
- (4) 公共的団体等の役員及びその他の職員
- (5) 学識経験を有する者

3 審議会は、必要に応じて部会を設けることができる。

4 専門の事項を調査し、及び審議させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

(会長)

第 3 条 審議会に会長 1 人及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会長に事故があるときは、副会長がこれを代理する。

(委員)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。この場合においては、会長は、委員として議決に加わることができない。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年五所川原市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

■五所川原市総合計画策定経過

No.	実施日（期間）	項目	摘要
1	令和5年 4月28日	庁議決定	総合計画策定方針決定 推進会議発足決定
2	5月14日	高校生ワークショップ実施	「高校生タウンミーティング」内で開催 テーマ：「高校生の興味を活かした地域課題解決のために大切なこと」 主催：市民団体じゃわめき隊プロジェクト
3	5月28日	市民討議会実施	討議テーマ：「コミュニケーション、足りていますか？～地域共生社会の実現に向けて～」 共催：五所川原青年会議所
4	6月13日	令和5年度第1回推進会議	推進会議発足 施策評価実施決定
5	6月15日	令和5年度第1回推進会議部会	施策評価の実施説明
6	6月16日～	－	振り返り・計画骨子作成開始
7	7月1日～	－	基礎調査開始
8	8月15日 ～9月1日	市民意識調査	対象：18歳以上の市民（無作為抽出） 配付：3,000人、回収率：32.0%
9	9月5日 ～10月2日	中高生アンケート	対象：市内の中学校・高校に通学する生徒 配付：2,651人、回収率：70.8%
10	12月18日	令和5年度第2回推進会議	計画骨子提示
11	12月19日 ～1月16日	令和5年度第2回推進会議部会	計画骨子精査
12	令和6年 1月22日	令和5年度第3回推進会議	計画骨子合意 計画原案作成開始
13	1月24日 ～2月7日	令和5年度第3回推進会議部会	計画骨子最終調整
14	2月9日 ～2月22日	令和5年度第4回推進会議部会	計画原案検討
15	4月26日 ～5月14日	令和6年度第1回推進会議部会	計画原案（基本構想）検討
16	5月2日～	有識者意識調査実施	対象：市内地域活動団体 配付：49団体、回収率：61.2%

17	5月15日 ～24日	令和6年度第2回推進会議部 会	計画原案（基本計画部分）検討
18	5月中旬 ～下旬	有識者訪問ヒアリング	対象：市内地域活動団体等
19	5月21日	令和6年度第1回推進会議	計画原案（基本構想）合意
20	5月27日	庁議決定	計画原案（基本構想）
21	6月11日、 12日	令和6年度第2回推進会議	計画原案（基本計画）合意
22	6月13日	諮問	
23	6月13日	第1回総合計画審議会	序論・基本構想
24	6月18日	庁議決定	計画原案
25	6月25日	第2回総合計画審議会	基本計画
27	7月23日	第3回総合計画審議会	計画の推進・総合戦略
28	8月19日	答申	
29	8月22日	庁議報告・庁議決定	答申結果報告、議会資料庁議決定
30	9月下旬 ～10月下旬	パブリックコメント	
31	11月	市議会へ議案提出	

■財政見通しの推計方法

項目	推計方法
市税	市民税及び固定資産税は、人口推移、土地の下落を考慮して推計。 その他の税目は過去の実績から推計。
地方譲与税※等	地方譲与税及びその他各種交付金は過去4か年平均額等により推計。
地方交付税	普通交付税における基準財政収入額は、個々の項目ごとに収入見込額を算出の上、算入割合を乗じて算定し、基準財政需要額は、個別算定経費を令和5年度と同額と見込み、公債費と事業費補正分は変動を反映。 特別交付税は、計画期間の各年度で1,000百万円をベースに推計。
市債	普通建設事業や一部事務組合等負担金等に係る発行額を推計。
人件費	職員については、令和5年度をベースに、現職員がそのまま定期昇給し、退職した場合は退職翌年度以降、全員が再任用職員（フルタイム）として任用されることとした。また、新規採用については、人事課推計見込みにより、採用時は一般初任給で算定し、以後定期昇給することとした。
扶助費	過去5か年の対前年度伸び率の最高値と最低値を除外した3か年平均を前年度扶助費に乗じて推計。
公債費	発行済み市債の元利償還額に、歳入で見込んだ発行予定市債の元利償還予定額を加算して推計。
普通建設事業※費	各課から提出された普通建設事業調等をベースに推計。
補助費※等	一部事務組合及び公営企業に対する負担金等については、各団体等から回答を得た負担金等必要額、その他の補助金等については、過去5か年の最高値と最低値を除外した3か年平均をベースに推計。
操出金	各特別会計にて作成した財政推計における一般会計繰入金見込額より推計。

■ 諮問・答申

○ 諮問

五 ふ 発 第 7 4 号
令和 6 年 6 月 1 3 日

五所川原市総合計画審議会
会長 森田 順司 様

五所川原市長 佐々木 孝昌

五所川原市総合計画について（諮問）

五所川原市総合計画審議会条例（平成 1 7 年五所川原市条例第 2 0 2 号）第 1 条の規定に基づき、令和 7 年度からを計画期間とする五所川原市総合計画について貴審議会の意見を求めます。

○答申

令和6年8月19日

五所川原市長 佐々木 孝昌 様

五所川原市総合計画審議会
会 長 森 田 順 司

五所川原市総合計画について（答申）

令和6年6月13日付け五ふ発第74号にて、当審議会に諮問のあった「五所川原市総合計画（案）」については、3回にわたって慎重に審議した結果、適当と認められるため、この旨答申します。

■用語の解説

語句	説明文
ア行	
医師偏在指標	地域ごとの医師数の偏りの状況を全国ベースで客観的に比較するための指標のこと。
インバウンド	外国人が日本を訪れてくる旅行のこと。
インフラ	インフラストラクチャー(Infrastructure)の略で、日々の生活を支える基盤のこと。公共施設・ガス・水道・道路・線路・電気などを指す。
エイジレス社会	年齢で区別することなく、全ての年代の人々が意欲や能力に応じて活躍できる社会のこと。
カ行	
核家族	夫婦とその未婚の子どもで構成される家族のこと。夫婦のみの世帯や一人親世帯も含まれる。
管理不全空家	そのまま放置すれば特定空家等に該当する恐れのある状態の空き家のこと。
基幹的農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している人のこと。
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に節減できない経費で、硬直性の強い経費のこと。
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分との関係を見いだし、いく連なりや積み重ねが、「キャリア」とであるとされている。
求人倍率	求職者に対する求人の倍率のこと。
共助	地域の人同士が一緒に取り組むこと（地域の役割）。
繰出金	一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費のこと。
グローバル化	人・モノ・金・情報が国や地域を超えて世界規模で結びつき、世界の一体化が進むこと。
ケアマネジメント	主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐこと。
経常一般財源	経常的収入のうち使途の特定されていない収入のこと。
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率で、経常的経費に経常一般財源収入がどの程度消費されているかを示す指標。
経常的経費	年々、経常的に支出される経費で、地方公共団体が行政活動を行うために必要な一種の固定的経費のこと。（人件費、維持補修費等）

ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく、元気で生活できる期間のこと。
後期高齢者	75 歳以上の高齢者のこと。
公共施設マネジメント	将来の人口推計や財政規模などを見据えて、用途が重複している施設、分野を超えて機能が重複している施設、稼働率の低い施設、役割を終えた施設等に対し、除却などによる整理を実施すること。
公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額。
公助	国や地方公共団体が取り組むこと（行政の役割）。
高収益作物	主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物をいい、野菜、花き・花木及び果樹に該当する作物のこと。
交通空白エリア	鉄道やバスなどの公共交通を利用することが困難なエリアのこと。
高度経済成長	昭和 30 年代中頃～昭和 40 年代の終わり頃までの、日本が経験した前例のない速い経済成長を指す。この期間中、日本経済は年平均実質 GDP（国内総生産）成長率が 10% 近くに達するほどの高い率で成長した。
交流人口	その地域に訪れる人々のこと。
互助	家族・友人・クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力のこと。
コミュニティ・スクール	保護者、地域住民、学校が目標を共有し、学校における様々な課題解決に参画していくことで「地域とともにある学校づくり」を進めるための学校運営の仕組みのこと。
サ行	
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てたもので、経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされる場合に活用するもの。
在宅医療	外来や入院でなく自宅などの生活の場で、診療や治療、処置などを行うこと。
サテライトオフィス	企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィスを指す。
市債	市が一会計年度を超えて行う借入れのこと。
自殺死亡率	人口 10 万人当たりの自殺者数のこと。
自主防災組織	主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連携して防災活動を行う任意団体のこと。
自主財源	地方公共団体が自主的に収入しうる財源（地方税、使用料、手数料、財産収入等）。
実質収支額	歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額。

自助	自分で自分を助けること（個人の役割）。
市町村内総生産額	市町村内で生産された財貨・サービスの売上高(産出額)から、原材料・光熱費などの経費(中間投入額)を控除したもの。
シナジー	相乗効果(synergy)。2つ以上のものなどが、相互に作用し合い、1つの効果や機能を高めること。
市民協働	市民と行政とが同じ目的意識を持ち、共通する公共的な課題の解決に向け、対等な立場で相互の立場や特性を生かし、協力して活動し相乗効果を生むこと。
就業者数	従業者数と休業者数を合わせたもの。 従業者とは、賃金・給料・諸手当・内職収入などの収入を伴う仕事を1時間以上した者で、家族従業者の場合には無給であっても仕事をしたとみなされる。 休業者とは、仕事を持ちながら少しも仕事をしなかった者のうち、(1)雇用者で、給料・賃金の支払いを受けている者、または受けることになっている者、(2)自営業主で自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者をいう。
就労移行支援	一般企業への就職を目指す障がいのある方を対象に、就職に必要な知識やスキル向上のためのサポートをすること。
就労継続支援	一般企業などで働くことが困難な方が、障がいや体調にあわせて働く準備をしたり、働くための能力を向上したりするためのサポートをすること。
重層的な支援体制	既存の相談支援や地域づくり支援の取組を生かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施すること。
従属人口	年少人口と老年人口を足した数のこと。
従属人口指数	生産年齢人口（15～64歳人口）が年少人口（15歳未満人口）と老年人口（65歳以上人口）をどれだけ扶養しているかを示した指数。 計算式は「従属人口指数＝(15歳未満人口＋65歳以上人口)÷(15～64歳人口)×100」。
循環型社会	生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生及び排出を可能な限り抑制することにより、天然資源の消費が抑制され、環境に与える負荷が低減される社会のこと。
少子高齢社会	出生率の低下による少子化と平均寿命の伸長によって、子どもが少なく高齢者が多い社会のこと。
人口動態	ある一定の期間における人口変動のこと。
スクリーンタイム	生活の中でテレビ、パソコン、スマホ等の電子機器を使用している時間のこと。

ストック指標	ある特定の時点で蓄積されている量を示した指標のこと。
ストックマネジメント	下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業のこと。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していく事を目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。
生活習慣病	食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称のこと。
生産年齢人口	生産活動を中心となって支える 15～64 歳の人口のこと。
製造品出荷額	1 年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額と「その他の収入額」の合計で、消費税等の内国消費税を含んだ額のこと。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で、財産管理や身上保護などの法律行為をひとりで行うのが難しい方を対象に、法的に保護し、本人の意思を尊重した意思決定の支援を行う制度のこと。
ゼロカーボンシティ宣言	2050 年までに自治体での二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを宣言すること。
前期高齢者	65 歳以上 75 歳未満の高齢者のこと。
タ行	
第一号被保険者 (介護保険)	介護保険の被保険者のうち、65 歳以上の方のこと。
第二次ベビーブーム	ベビーブームとは一時的に新生児誕生率(出生率)が急上昇する現象で、我が国の第二次ベビーブームは、1971 年(昭和 46 年)から 1974 年(昭和 49 年)までを指す。1 年間に 200 万人を超える出生数であった時期のこと。
多面的機能支払制度	農業者と地域住民が農地、水路、農道などの地域資源を共同活動で保全管理している活動組織に交付金を交付する制度のこと。
団塊ジュニア世代	第二次ベビーブームに生まれた世代のこと。
単収	ある一定面積当たりの収量のこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域クラブ活動	従来の学校教員が監督する部活動以外のクラブ活動のこと。
地域包括ケアシステム	要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。
地方交付税	地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるように、一定の基準により国が交付する税で普通交付税と特別交付税の２種類に分かれている。
地方譲与税	国税として国が徴収した特定の税金を客観的基準によって地方公共団体に譲与するもののこと。
着地型観光	旅行先の地域が主体となって、地域の良さをアピールし、旅行プランなどを組み立てる観光形態のこと。
中分類別製造品出荷額	日本標準産業分類における中分類（99種）ごとの製造品出荷額のこと。
超高密植栽培	単位面積当たりの植栽本数を今まで以上に多くして、より早い時期に多くのりんごを収穫できる栽培方法のこと。
超高齢社会	65歳以上の人口の割合が全人口の21%以上を占めている社会を指す。
定住自立圏	一定以上の都市機能を持つ「中心市」と生活面や経済面で中心市と関わりが深い周辺自治体が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として形成される圏域のこと。
定住人口	その地域に住んでいる人々のこと。
テレワーク	ICT(情報通信技術)を活用した時間や場所を有効に活用できる「柔軟な働き方」のこと。Tele（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語。本拠地のオフィスから離れた場所で、ICTを使って仕事をする事。
東京圏	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のこと。
特定空家	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の空き家のこと。
都市計画区域	都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域のこと。 市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域のこと。
ナ行	
二次医療圏	特殊な医療を除く一般的な医療サービスを提供する医療圏で、複数の市町村を一つの単位として認定される。なお、最も身近な医療を提供する医療圏を1次医療圏（市町村単位）、最先端、高度な技術を提供する特殊な医療を行う医療圏を3次医療圏（原則都道府県単位）という。
年少人口	0～14歳の人口のこと。
農業経営収入保険制度	自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償する制度のこと。

農業産出額	農業における最終生産物の生産額をいい、品目ごとの生産量に品目ごとの農家庭先販売価格（農業経営体から出荷した時点における価格）を乗じて推計した金額のこと。
農業水利施設	農地へのかんがい用水の供給を目的とするかんがい施設と、農地における過剰な地表水及び土壌水の排除を目的とする排水施設のこと。
農地中間管理機構	都道府県、市町村、農業団体等で組織されている農地の利用の効率化を図るための事業を行う法人のこと。 農地を所有者等から所有者不明農地、遊休農地も含め借受け、担い手等へ貸付を行い、農地の集積・集約化を行っている。
乗合タクシー	一般のタクシー車両を使用して、決まった運行時刻やルートを運行するもの。
ハ行	
バイヤー	店舗で取り扱う商品の買い付けや仕入れ、管理などを行う人のこと。
パブリックコメント	行政機関が計画の策定や規則の制定等をするに当たって、事前にその案を示し、広く住民から意見や情報を募集する制度のこと。
標準化死亡比	年齢構成の異なる地域間の死亡状況を比較するため、人口動態データを基に年齢構成の差異を調整して算出した死亡率のこと。地域別・死因別に全国水準との比較を可能にし、100を全国平均とした場合、上回ると全国平均よりも死亡率が高い、下回ると全国平均よりも死亡率が低いこととなる。
ファミリー・サポート・センター	子育ての援助を受けたい人と支援したい人が会員となり、子育てについて助け合う会員組織のこと。サポートの対象は、市内で子どもをもつすべての家庭となっている。
複合経営	2つ以上の部門を組合せた経営のこと。
扶助費	社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に対してその生活を維持するために支出する経費。
普通建設事業費	道路・橋梁、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設の建設事業に要する経費のこと。
普通交付税	基準財政需要額が基準財政収入額を超える部分（財源不足額）に対して交付される。
物件費	物財調達のための経費（旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等）。
フロー指標	ある期間に変動した量を示している指標のこと。
補助費	性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。
マ行	
無作為抽出	標本調査を行うときの選び方の一つで、調査対象である母集団の中から標本を無作為に抽出する方法のこと。

メディカルケアステーション（MCS）	医療、クリニック、薬局、介護施設などで働く医療介護者の多職種連携のためのコミュニケーションツールとして使用する医療介護版 SNS のこと。
ヤ行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
ラ行	
ライドシェア	交通が不便な特定の時間・地域において、道路運送法第 78 条の許可を受けて一般ドライバーが有償で乗客を輸送するサービスのこと。
ライフステージ	乳幼児期、青壮年期、高齢期などの人の生涯における各段階のこと。
療養病床	長期にわたり療養を必要とする患者のための病床のこと。
労働力人口	満 15 歳以上で既に仕事を持っている者とこれから仕事を持とうと求職活動している者の合計であり、就業者と完全失業者を合わせた人口のこと。働く意思や能力のない者（学生、専業主婦等）は除かれているため、社会の支え手となりうる者を指す。
老年人口	65 歳以上の人口のこと。
ワ行	
ワークショップ	参加者個々が考え、お互い協力し合い、与えられたテーマを元に展開するスタイルの会議のこと。
ローマ字	
AI	人工知能（Artificial Intelligence）の略称。コンピュータがデータを分析し、推論や判断、学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術のこと。
e スポーツ	Electronic Sports の略称。コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称のこと。
GPS	Global Positioning System の略称。米国によって運用される衛星測位システムのこと。常時 30 機を超える GPS 衛星が地球全土をカバーするように周回している。
ICT	情報通信技術（Information and Communication Technology の略称）
SNS	Social Networking Service の略称。友人などと文章や写真を共有しコミュニケーションを図るサービスのこと。
UIJ ターン	〈U ターン〉 地方から都市部へ移住した人が再び地方の生まれ故郷に戻る こと。 〈I ターン〉 出身地とは別の地方に移住すること。 〈J ターン〉 地方から都市部へ移住した後、故郷のほど近いところに戻る こと。

■市民の参画状況

○市民意識調査結果の概要

「次期五所川原市総合計画」策定に向けて、市民及び市内の学校に通学する中高生に対して、まちづくり等に関する調査を実施しました。

調査結果については、右の QR コードから市ホームページをご覧ください。

QR コード

○パブリックコメント結果の概要

「次期五所川原市総合計画」策定についての意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

パブリックコメントで寄せられた意見等の概要については、右の QR コードから市ホームページをご覧ください。

QR コード

■編集・発行

五所川原市 財政部 ふるさと未来戦略課

〒037-8686 五所川原市字布屋町 41 番地 1

TEL : 0173-35-2111 (代表)

FAX : 0173-35-3617

ホームページ <https://www.city.goshogawara.lg.jp/>